

奈良地家裁総第 663 号

令和 5 年 8 月 3 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

奈良地方裁判所長 田 中 健 治

司法行政文書不開示通知書

別添司法行政文書開示請求書（6月13日付け（同月16日受付））写し記載の内容でなされた司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしたので、通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 別添司法行政文書開示請求書写し記載の「1 司法行政文書の名称等」中、「送り状」
- (2) 別添司法行政文書開示請求書写し記載の「1 司法行政文書の名称等」中、
  - (1)を除く文書

2 開示しないこととした理由

- (1) 1 の(1)の文書は、作成又は取得していない。
- (2) 1 の(2)の文書は、廃棄済みである。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 地裁総務課 電話 0742 (88) 2604 (直通)



## 司法行政文書開示請求書

令和5年6月13日

奈良地方裁判所

御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

### 1 司法行政文書の名称等

安倍元総理大臣が銃撃された事件で殺人などの罪で起訴された山上徹也被告の裁判に向けて争点などを絞り込む「公判前整理手続き」が令和5年6月12日、奈良地方裁判所で予定されていたものの、裁判所に危険物の可能性のある段ボール箱が届いたことから、中止としたことに関して作成し、又は取得した文書(段ボール箱に入っていた文書のうち、送り状以外の文書は除く。)

### 2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。